

申請から交付までの流れ【窓口申請】

- ① 申請者の方は、窓口にて「被相続人居住用家屋等確認申請書」（以下、「申請書」といいます。）及び添付書類をご提出ください。

窓口にて、担当者が申請書と添付書類の内容に不備がないかを確認します。

※特例の対象となるかの判断は税務署へお問い合わせください。



- ② 窓口の確認で不備がなければ、担当者が申請書と添付書類を受け取り、審査及び交付手続きを進めます。

なお、「被相続人居住用家屋等確認書」（以下、「確認書」といいます。）は当日中に交付することはできません。後日、窓口での交付となります。

申請書をいただいてから確認書の交付まで1週間程度の日数を要しますので、ご了承ください。

【確認書の交付を郵送で希望される場合】

申請時に郵送料分の切手を貼付した返信用（交付用）の封筒をご用意ください。

なお、紛失の恐れを防ぐため、返信用の封筒は書留（簡易書留可）またはレターパック等、追跡可能なものをご用意ください。



- ③ 確認書の交付の準備が整いましたら、担当者から申請者の方に電話にてご連絡を差し上げます。確認書の受領可能な日時を教えてください。



- ④ 窓口にて確認書を交付します。
再交付はできませんので、ご注意ください。